

2015.8.9

(仮称)加美町まちづくり基本条例に関する
町民懇談会資料

～主な論点と参考となる事例の紹介～

主 催：加美町
運営支援：宮城大学地域振興事業部

【考え方】

前文は、条例制定の由来や背景、自治(まちづくり)の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたものである。

比較的、自由な表現ができる部分であり、決意表明にふさわしい魅力的な前文を書きたい。

【論点と参考となる条例】 ～基本パターン～

- ・まちの歴史、文化、環境や自治の取組み
- ・それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
- ・その実現には町民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が重要であること
- ・まちづくり基本条例を制定する意義や決意

(例)

・まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、町民と町が情報を共有し、町民自らの責任において参画するとともに、多様化する課題や町民のニーズに対応するため、互いの立場を尊重し、一体となって協働のまちづくりを進めます。こうした取り組みの中でわたしたちは、自らの将来に夢や希望を抱き、この町に住むことに自信と誇りをもち、一人ひとりが「ふるさと遠軽」を愛する強い絆で結ばれたまちづくりを目指します。(遠軽町)

・この条例は、このような自治の理念とその基本を定め、市民と市の参画と協働の手法を明らかにすることによって、「誰もが住みやすく愛されるささやま」を実現するためのしくみを整えるものです。(篠山市)

・この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、市民一人ひとりを大切にし、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進めなくてはなりません。(新城市)

【考え方】

まちづくりは、行政だけではなく、市民、市民活動団体、議員・議会も主体となる。
市民・区民・町民・住民は多義的な概念で、自治基本条例でもさまざまな意味で使われている。

【論点と参考となる条例】 ～いくつかのパターン～

- ・町内に住所を持っている者
- ・町内に居住する者
- ・町内で就業する者
- ・町内で就学する者
- ・町内に事務所を有する法人その他の団体
- ・町内で活動する法人その他の団体
- ・町内で活動する者
- ・利害関係を有する人や団体
- ・納税者

(例)

- ・市民 市民とは市内に居住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。(秩父市)
- ・市民 草加市に住み、働き、学ぶ全ての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。(草加市)
- ・住民 原則として九重町に住み・働き・学ぶ全ての人、納税者及び事業者をいう。(九重町)

【考え方】

NPOに対する期待が高まるなかで、自治会・町内会の意義が軽んじられるような傾向があるが、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域コミュニティの役割を認識し、まちづくりの主体として守り育てることが重要である。

【論点と参考となる条例】

地域コミュニティとは、地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいは組織・活動である。

- ・地域コミュニティ(地縁を基盤とした組織・活動)
- ・テーマコミュニティ(テーマによって結びついた組織・活動)

(例)

- ・市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。(岸和田市)
- ・村民は、長い歴史を持ち生活の基盤でもある集落の役割を認識し、活力ある集落づくりのために積極的に参加するものとする。(関川村)
- ・村民は、むらづくりを多様に支えることができるコミュニティの役割を認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加するものとする。(関川村)

・わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見をとりまとめ、市と協働を円滑に図るよう努めます。(越前市)

【第2次加美町総合計画では】

まちづくりサポーター(地域のまちづくりに興味や熱意、専門的な知識・経験を有する町内外の人材の活用など)

【論点と参考となる条例】

・人口減少社会においては、在住市民にかぎらず、在縁市民・交流市民もまちづくりの主体(関係者)として、それらを取り込む施策を組み立てることも有効である。

寄付による投票条例はマスコミや世間の注目を浴びて、他の自治体にどんどん連鎖している。北海道ニセコ町や岡山県新庄村、秋田県小坂町など、既に10の自治体で条例が実現した。

(例)

・泰阜村ふるさと思いやり基金条例 第一号 (平成16年6月23日)

(目的及び設置)

第1条 寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力ある安心のむらづくりを推進するため、泰阜村ふるさと思いやり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金を村長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、村長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 村長は、基金の積立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

政策メニューには、

- (1) 学校美術館の維持、保全に資する事業
- (2) 福祉及び健康のむらづくりの推進に資する事業
- (3) 森林整備、自然エネルギーの活用など環境保全に資する事業

【考え方】

未成年者もテーマや参加の形態に応じて、まちづくりへの参加が可能である。
むしろ、次世代を担う未成年者が、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動するようになることは好ましい。

【論点と参考となる条例】

・未成年者の権利として正面から規定するものと、行政の責務として、実質的に参加を担保するものがある。

(例)

・満20歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。(遠別町)

・新城市若者条例（平成26年12月24日）若者（おおむね13歳からおおむね29歳）

新城市のまちづくりの指針である新城市自治基本条例は、市民が主役のまちづくりを推進することで、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをつくることを目的としている。「市民が主役のまちづくり」は、地域活動、市政等への市民の参加が促進され、多様な世代の市民の思いや意見が反映されて実現されるものである。

「世代のリレーができるまちづくり」は、次代の社会を担う若者の人口が減少している状況下においては、市民全体で若者を応援し、若者が、学校や会社に限らず、地域活動、市政等のあらゆる場面で、より一層その能力を発揮して活躍することができる環境を整え、このまちに住みたいと思える魅力あるまちをつくりあげることで実現されるものである。
このような認識の下、多くの若者が思いや意見を伝える機会を確保し、さまざまな場面でこれらを反映する仕組みを新たにつくるとともに、若者も自ら考え、その責任の下、主体的に行動することにより「若者が活躍するまち」の形成を目指すことで、真に市民が主役となるまちと世代のリレーができるまちを実現するために、ここにこの条例を制定する。

若者の意見を政策に反映させる仕組みとして、高校生から20代の最大20人の委員で構成する「若者議会」を設置。市長の諮問機関として、若者総合政策について議論したり、政策を実現するための調査、研究をしたりする。任期は1年間で日当は3千円。

その他